

てこれを推薦する。

委員は、各丁目からそれぞれ組長を含む3名以内を選出し、自治会長が決定する。

(組長・班長会)

第17条 組長・班長会は自治担当副会長が召集し、組長及び班長で構成する。
会員の意見を集約し、本会の事業運営の為に具申する。

第5章 組 織

(組織図)

第18条 本会の、組織は別図「塚原台地区自治会組織図」のとおりとする。

(協力組織及び委員)

第19条 本会は、地域の諸組織及び各種関係委員と協力して、会の目的実現に努めるものとする。

(組及び班)

第20条 本会の運営を円滑に行うために、組及び班を置く。

- 2 組及び班の編成は、当該住民の協議を経て、役員会の議決及び総会の承認を受けるものとする。
- 3 組及び班は、会員の中から組長及び班長を選出する。組長及び班長は、原則として入居順とする。ただし、高齢者、身体障害者及びその他の理由で業務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により免除することができる。

(連合組織)

第21条 会は、広域的問題に対処するため、自治会・町内会の連合組織に参加し、連絡調整を行うものとする。

第6章 会 計

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。本会の会計は一般会計、特別会計とする。一般会計は会費本会の事業による収入その他の収入をもって充て、総会において議決された範囲に支弁する。

(収 入)

第23条 本会の収入は、次の収入により運営する。

- (1) 会 費
- (2) 入会金
- (3) 寄付金
- (4) 補助金
- (5) 助成金
- (6) 施設及び備品使用料